

## 資料6

### 広島県カワウ対策協議会開催要領

#### (目的)

第1条 県内に生息するカワウによる水産被害等の軽減を図るとともに、その個体数や生息域の適正管理について、広く関係者の合意形成を図り、その内容を検討するため、広島県カワウ対策協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

#### (検討事項)

第2条 協議会で協議する事項は次のとおりとする。

- (1) カワウの適正な管理に関する情報交換
- (2) 第二種特定鳥獣管理計画等の計画案の検討
- (3) その他カワウの管理に関する事項

#### (構成員)

第3条 協議会は別表1に掲げる各分野等の構成員をもって構成する。

#### (会長)

第4条 協議会に会長と副会長を置き、会長は環境県民局自然環境課長が、副会長は農林水産局水産課長がその職を行う。

- 2 会長は、協議会の議事運営にあたる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職を代行する。

#### (部会等)

第5条 協議会には下部組織として部会及び地域別協議会等（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、計画検討作業部会、科学部会とし、必要に応じてこれ以外の部会も協議会での承認を得た上で設置することができる。
- 3 各部会等の所掌事務は別表2のとおりとする。
- 4 各部会等の構成員は別表3のとおりとする
- 5 各部会には構成員の互選により部会長を置き、議事運営にあたることとする。
- 6 各部会長は、オブザーバーとして別に指名するものを各部会に参加させることができる。
- 7 地域別協議会等は、各地域の状況等に応じて設置することができる。

#### (協力)

第6条 会長は、必要に応じて協議会及び部会等に構成員以外の関係者の出席を要請することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は農林水産局水産課に置き、協議会の事務は環境県民局自然環境課及び農林水産局水産課が連携して行う。

2 計画検討作業部会及び科学部会の事務は、環境県民局自然環境課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1)

## 協議会の構成員

区 分	分 野 等	人 数
関係機関	漁業協同組合連合会 内水面漁業協同組合連合会 各漁業協同組合 一般社団法人広島県猟友会	各機関2名程度
自然保護団体	日本野鳥の会広島県支部 日本鳥類保護連盟広島県支部	各団体2名程度
専門家	個体群管理に関する専門家 被害防除対策に関する専門家 地元水産業に関する専門家 地元鳥類に関する専門家	各1名
市町	関係市町	各市町2名程度
県	総務局研究開発課 環境県民局自然環境課 農林水産局農業技術課 水産課 土木局河川課	各課1名程度
警察	警察本部生活安全部生活安全総務課	1名程度

(別表2)

## 各部会等の所掌事務

部会等名	所掌事務	主管課
計画検討作業部会	(1) 第二種特定鳥獣管理計画案に関する事 (2) その他の計画案に関する事	自然環境課
科学部会	(1) カワウの生態調査・生息環境調査等の手法の検討 (2) 各種調査結果等に関する科学的評価 (3) その他カワウの管理に必要な科学的評価に関する事項	自然環境課
地域別協議会	(1) 各地域におけるカワウの管理に関する事 (2) 各地域におけるカワウによる被害防除対策に関する事	水産課

(別表3)

## 各部会等の構成員

部会等名	分野等		人数	備考
計画検討 作業部会	専門家	個体群管理に関する専門家	1名	
		被害防除対策に関する専門家	1名	
		地元水産業に関する専門家	1名	県水産海洋技術センター
		地元鳥類に関する専門家	1名	
	漁業関係 団体	漁業協同組合連合会	1名	
		内水面漁業協同組合連合会	1名	
		漁業協同組合（海面）	4名以内	
		〃（内水面）	3名以内	
	自然保護 団体	日本野鳥の会広島県支部 日本鳥類保護連盟広島県支部	3名以内	2団体から計3名以内
	狩猟者 団体	一般社団法人広島県猟友会	1名	
	市町	関係市町	3名程度	
	県	農林水産局水産課	1名	
環境県民局自然環境課		1名		
科学部会	個体群管理に関する専門家		1名	
	被害防除対策に関する専門家		1名	
	地元水産業に関する専門家		1名	県水産海洋技術センター
	地元鳥類に関する専門家		1名	
地域別協議会	各地域の実情に合わせて、専門家、漁業関係団体、自然保護団体、狩猟者団体、関係行政機関等により構成する。			